

## 社会福祉法人福岡育児院 評議員・役員報酬等支給基準

### (目的)

第1条 社会福祉法人福岡育児院（以下「法人」という。）評議員・役員報酬等支給基準（以下「基準」という。）は、法人の定款第8条及び第21条の定めに従い、法人の評議員、理事、監事（以下「役員等」という。）に対する報酬等の支給について必要な事項を定めるものである。

### (役員等の範囲)

第2条 報酬等の支給をおこなう役員等は、次のとおりとする。

(1) 評議員

(2) 理事、ただし法人と雇用契約を結んでいない者（以下「外部理事」という。）に限る

(3) 監事

2 理事で法人と雇用契約を結んでいる者（以下「内部理事」という。）は、法人の給与規程に従い職員としての報酬（給与）を支払うので、この基準の対象とはならない。

### (報酬支給の範囲)

第3条 役員等が、次の会議に出席する場合に報酬を支給する。

(1) 評議員については評議員会

(2) 理事については理事会・評議員会

(3) 監事については監事監査・理事会・評議員会

(4) 役員等が、その任を実行するに当たって理事長が必要と判断した会議・研修会等

### (報酬の額)

第4条 役員等の報酬額は次のとおりとする。

(1) 評議員には、評議員会に参加したときに、報酬として以下の日当を支給する。なお、評議員の日当の総額は、法人定款第8条において年間10万5千円を超えないものと定められている。

支給条件 日当は、拘束時間を1日当たり3時間未満とし5,000円

(2) 外部理事には、理事会及び評議員会に参加したときに、報酬として以下の日当を支給する。なお、理事の日当の年間支給総額は評議員会において決するものとする。

支給条件 日当は、拘束時間を1日当たり3時間未満とし5,000円

(役員等の費用弁償)

第5条 役員等が、法人のため理事長の要請を受けて出張や外部の研修等に参加する場合には、第4条に定める報酬以外に、必要な経費の実費を弁償する。

この基準に定めのないことについては、社会福祉法人福岡育児院 役員費用弁償規程の定めるところによる。

(改廃)

第6条 この基準の改廃は、評議員会の議決を経ておこなうものとする。

附 則

この基準は、平成30年度第2回評議員会において基準が採択された日より施行する。